

## ●協議第12号 『町名・字名の取扱い(案)』について

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとすることが、提案されました。

- ◆ 堺市の町名については、従前のおりとする。
- ◆ 美原町域については、現在の町名・字名の前に「美原町」を冠する。
- ◆ 堺市の「丁」及び美原町の「丁目」については、従前のおりとする。

(例) 南河内郡美原町北余部西1丁目 → ○○市美原町北余部西1丁目  
堺市赤坂台1丁 → ○○市赤坂台1丁

## ●協議第13号 『慣行の取扱い(案)』について

慣行の取扱いについては、次のとおりとすることが、提案されました。

- 市(町)章  
堺市の市章に統一する。
- 都市宣言等  
堺市の都市宣言等に統一する。  
なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。
- 市(町)の歌  
堺市の歌に統一する。
- 市(町)民憲章  
堺市の市民憲章に統一する。  
また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。  
なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。
- 市(町)の木、花、鳥  
堺市の木、花、鳥に統一する。  
また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。  
なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

協議第12号、協議第13号については、次回の協議会で、協議・承認の予定です。